

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 1日	
山口県知事	殿
提出者	
住 所 山口県山口市朝田1091番	
氏 名 サンヨー宇部 株式会社	
代表取締役 大西 利勝	
電話番号 083-922-3511	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	サンヨー宇部株式会社 秋穂工場
事業場の所在地	山口県山口市秋穂東3475番地2
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E2122 生コンクリート製造業・E2123 コンクリート製品製造業
②事業の規模	380百万円
③従業員数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 ガラス・陶磁器くず、汚泥ならびに木くず処理は工程図のとおり。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2 責任者及び管理組織図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥、廃プラ、木くず、 コンクリートくず	
	排 出 量	2,612 t	t
	（これまでに実施した取組） ガラス陶磁器くずは、購入者側との連絡を綿密に行い、戻りコンの発生抑制に努めた。コンクリートブロック作製し、排出量の抑制に努めた。 木くずは、パレット補修により発生量の抑制に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥、廃プラ、木くず、 コンクリートくず	
	排 出 量	1,527 t	t
	（今後実施する予定の取組） ガラス陶磁器くずは、購入者と協議し、戻りコン発生量の抑制に努める。コンクリートブロック作製し、製品化し廃棄物減量に努める。 木くずに関しては、パレット補修により発生量の抑制に努める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物の種類：ガラス陶磁器くず・汚泥・木くず・廃プラ・ゴムくず・金属くず。 分別に関する取組：発生した廃棄物を工場内のヤードに保管管理する。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状のとおり		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	38 t	t
	(これまでに実施した取組) コンクリートブロック作製、製品化し廃棄物減量に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	200 t	t
	(今後実施する予定の取組) コンクリートブロック作製、製品化し廃棄物減量に努める。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥、廃プラ、木くず、 コンクリートくず	
	全 処 理 委 託 量	2,574 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2,574 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	廃棄に当たっては、廃掃法に準じて許可を得た、収集運搬業者なら びに再生利用業者ならびに処分業者と運搬処理契約を締結し適正に 処理を実施した。		

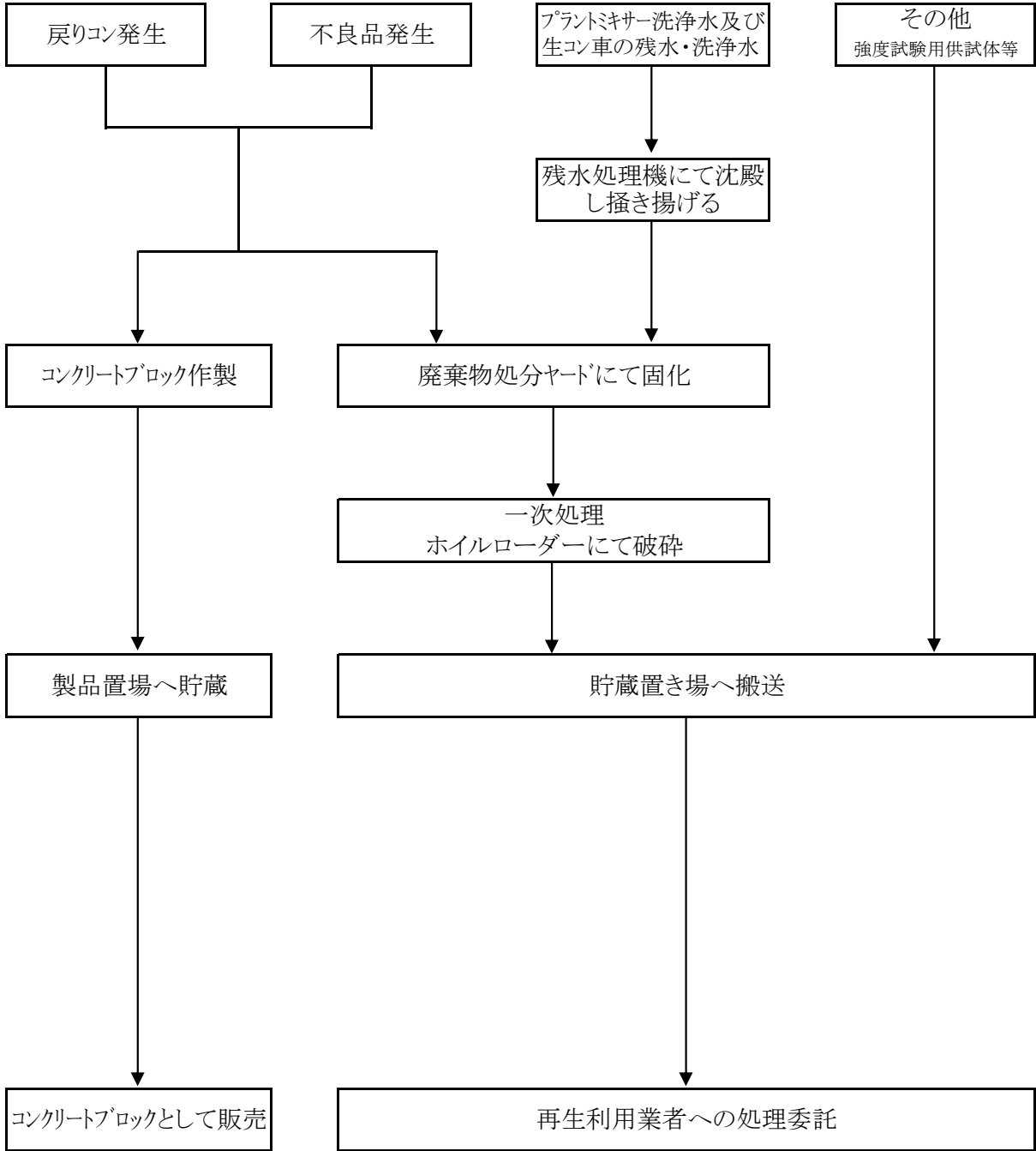
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥、廃プラ、木くず、 コンクリートくず	
	全処理委託量	1,327 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,327 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 発生量の抑制に努める。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

ガラス陶磁器くず処理工程図



汚泥

給油設備分離槽によるスラッジ



収集運搬業者へ運搬委託



再生利用業者への処理委託

木くず

コンクリート空洞ブロック搬送用パレットの破損



貯蔵置き場にて保管管理



収集運搬業者へ運搬委託



再生利用業者への処理委託

責任者及び管理組織図

1. 適用範囲

この規定は、当工場がレディーミストコンクリート製造及びプレキャストコンクリート生産に当たり、工場より発生する公害の防止について適用する。

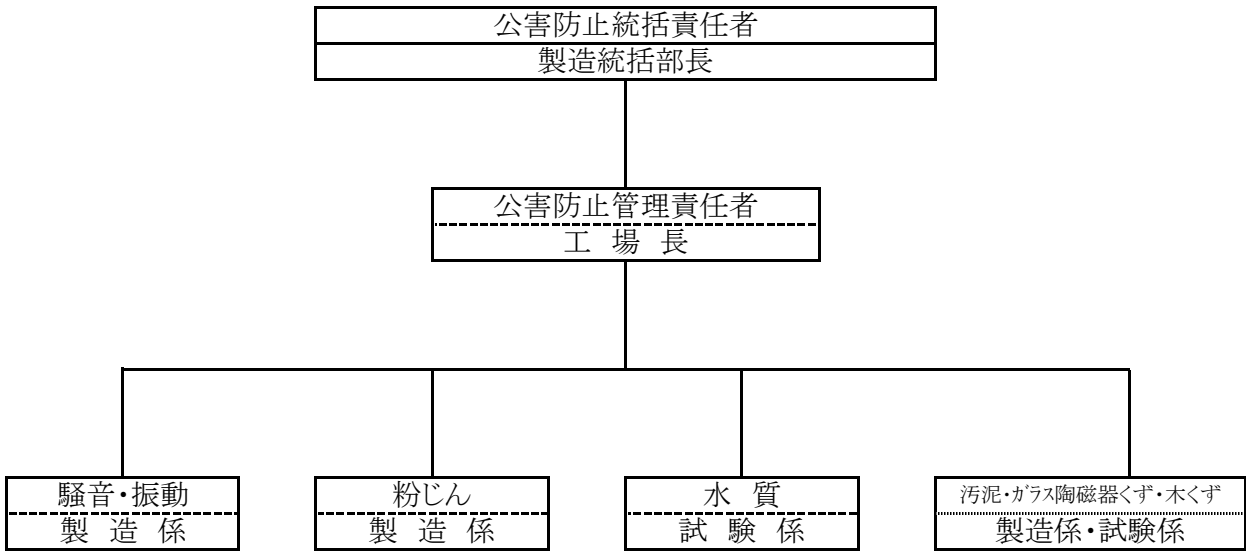
2. 目的

企業は、公害の発生を未然に防止し、環境保全に努める責任があることにかんがみ、健全な事業活動により環境保全に寄与し、地域住民の信頼を得ることを目的とする。

3. 担当

公害防止統括責任者 : 製造統括部長
公害防止管理責任者 : 工場長
騒音・振動 : 製造係
粉じん : 製造係
水質 : 試験係
汚泥・ガラス陶磁器くず : 製造係、試験係

4. 組織図



5. 管理基準

(1) 騒音、振動

設備名称	パッチャープラント	コンプレッサー	集じん機
能 力	ミキサ容量：1.5m ³ 生産能力：90m ³ /h	原動機 の出力：15kw	原動機 の出力：5.5kw
届出規準	混練容量0.45m ³ 以上	原動機の定格出力7.5kw以上	
法的届出	騒音・振動規制法		
	1991年4月届出済み。	1999年2月届出済み。	届出の必要なし。
公害防止管理責任 者在籍義務	・ 必要なし。		
管理基準	・ 早朝、夜間は製品の製造を極力避ける。 ・ 県条例で定める規制値65dBを厳守する。 ・ 騒音の発生源については防音処置を講ずる。		

(2) 粉じん

設備名称	土石および堆積場	ベルトコンベア	
能力	置き場 面積 : 700m ²	ベルト幅 : 600mm	
届出規準	面積 1000m ² 以上	ベルト幅 750mm以上	
法的届出	大気汚染防止法 届出の必要なし。		
公害防止管理責任 者在籍義務	・ 必要なし。		
管理基準	・ ベルトコンベアは、フード等でカバーを行い、粉じんの飛散を防止する。 ・ セメント輸送用バケットエレベーターは、法的にその能力から届出の必要はないが、密閉型とし、粉じんの飛散を防止する。 ・ セメントのバックフィルターは能力が低下しないうちに交換する。 ・ 骨材置場は適時散水を行い、粉じんの発生を防止する。 ・ その他、工場内での粉じん発生には、細心の注意をはらうこと。		

(3) 水質

設備名称	パッチャープラント	排水処理設備	
能力	ミキサ容量 : 1.5m ³ 生産能力 : 90m ³ /h	処理能力 : 30m ³ /h	
法的届出	水質汚濁防止法 1991年4月届出済み。		
公害防止管理責任 者在籍義務	・ 必要なし。		
管理基準	・ パッチャープラント、トラックアジテータならびにダンプトラックの洗浄水は、回収して練り混ぜ水として再利用する。 ・ 生産量の増減や大雨等で大量の排水が発生した場合には、排水処理設備を通して、pH5.8～8.6、SS200mg/L以下で公共水面に放出する。 ・ 沈殿槽には、沈殿物が堆積しないように定期的に清掃する。 ・ その他、排水公害の防止に努める。 ・ 六価クロムイオン濃度の管理 - 測定方法 : パッケージによる六価クロム測定 - 排水基準 : 0.2mg/l以下 - 測定場所 : 最終沈殿水槽 - 試験頻度 : 1回/年(9月) - 不適合時の処置 : 水道水で希釈する。		

(4) 汚泥・ガラス陶磁器くず

設備名称	パッチャープラント	残水処理機	
能力	ミキサ容量 : 1.5m ³ 生産能力 : 90m ³ /h	掻揚能力 : 4.0t/h	
法的届出	産業廃棄物処理法 — — —		
公害防止管理責任 者在籍義務	・ 必要なし。		
管理基準	・ 汚泥ならびにガラス陶磁器くずを処分する際には、法で定められている許可を有する運搬、中間処理ならびに最終処分業者とし、かつ、契約書を締結したものとする。 ・ 建設廃棄物マニフェストにより適切に運搬、中間処理ならびに最終処分が行われているかどうか確認する。 ・ 残水処理機にて処理された上澄み水は、練り混ぜ水として再利用し、掻き揚げられた未水和スラッジは、水和反応で固化し、ガラス陶磁器くずとして処分する。		

6. 公害の苦情処理

- (1) 公害の苦情を受けた各担当者は、直ちにその内容を公害防止管理責任者に報告する。
- (2) 公害防止管理責任者は、公害の苦情を処理するに当たって、公害防止統括責任者と社内的に十分対応策を検討し、誠心誠意を持って効果的に問題の解決を図るものとする。
- (3) 公害防止管理責任者は、設備や工程を見直し、必要であれば社内標準化委員会を招集し、規格の見直し等を行い、適切な再発防止対策を講じ、公害の再発防止を図る。
- (4) 公害防止統括責任者は、発生した公害の状況、内容、解決方法、結果、再発防止対策を社長に報告する。

7. 記録及び保管

担 当	書 類 名 称	保管期間
工場長	特定施設使用届出書	永年
	特定施設設置届出書	
	契約書	
	公害に関する苦情処理表	
製造課	製造設備点検記録表	5年
製造課 試験課	建設廃棄物マニフェスト	

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(2025年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	サンヨー宇部株式会社 秋穂工場	所在地(市町名)	山口市	事業の種類	E 2122 E 2123
-------------	-----------------	----------	-----	-------	------------------

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	2.2	2.0									2.2	2.0			2.2	2.0				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	2.0	5.0									2.0	5.0			2.0	5.0				
	紙くず																				
	木くず	20.0	20.0									20.0	20.0			20.0	20.0				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず																				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	2,588.0	1,500.0	38.0	200.0							2,550.0	1,300.0			2,550.0	1,300.0				
	紙さい																				
	がれき類																				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		2,612.2	1,527.0	38.0	200.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,574.2	1,327.0	0.0	0.0	2,574.2	1,327.0	0.0	0.0	0.0	0.0